

参加・導入
支援申請

郵送申請用紙

要提出

参加・導入支援申請期限 令和 8 年 12 月 25 日（金）

※最終日（早期終了時は終了日）の消印有効

以下の必要書類を記入・準備し、まとめて封筒に入れて、
横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局へお送りください。

**申請受理後に事務局から問い合わせることがございます。
お手数ですが、必ずご自身で控えを取っておいてください。**

申請用紙に記載されている内容の加筆・修正または行の追加・削除をしないでください。行った場合は対象外となります。

郵送申請必要書類 チェックリスト		
<input type="checkbox"/>	本紙（郵送申請用紙）	—
<input type="checkbox"/>	参加・導入支援申請書	① - 1、2
<input type="checkbox"/>	本人確認書類のコピー ※氏名、現住所が確認できる書類を提出してください。 ※事業者（V2H 充放電設備のみ）の場合は現在事項全部証明書の表紙および所在地、設置場所が記載されているページを提出してください。 （本人確認書類の例） ・免許証（運転免許証、免許経歴証明書等） ...転居等で住所変更がある場合、ウラ面も必要です。 ・マイナンバーカード ...オモテ面のみ。マイナンバーが記載されたウラ面は受理できません。 送付された場合は、事務局にて該当箇所を破棄いたします。 ・資格確認書 ...氏名、住所が印字されているもののみ。 手書きのものは受理できません。 ・住民票の写し ...発行日から 3 か月以内のもののみ。 マイナンバーが記載されたものは受理できません。	① - 3
<input type="checkbox"/>	設備情報書類 ※申請しない設備含めて、1～12 ページまで提出をお願いいたします。	②～⑥

◎【書類送付先】

切り取ってご利用ください。封筒のご準備・郵送にかかる費用はご負担ください。

〒163-1034

東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー 34F 営業部

東京ガス(株) 私書箱 8112 号

横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局行

「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業」における参加・設備導入にあたり、下記の通り申請いたします。なお、下記に記載した事項は事実と相違ありません。

同意のうえ、チェックを入れてください

<input type="checkbox"/>	<p>以下内容を確認しました。 以前に、横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業で申請した設備区分（太陽光発電設備、蓄電池、エコキュート、エネファーム、電気自動車、V2H 充放電設備）と同じ設備は申請できません。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>以下内容を確認しました。 本申請は横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業への参加と導入支援の意思を確認するためのものです。本申請をもって導入支援が確定するものではありません。条件未達や申請内容の不備などによって今後の審査で不採択となる場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>以下内容を確認しました。 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業導入支援は国・神奈川県・横浜市の補助事業と併用することが可能ですが、J-クレジットを横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業以外の会員として登録することが要件となっている補助事業とは併用できません。 併用できる・できない補助事業は特設サイトをご確認ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ運営規約（家庭向け）」（別紙）に同意します。 私は、横浜市が実施する横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業の趣旨・目的に同意し、「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ運営規約（家庭向け）」に同意の上、横浜市が運営・管理する「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」への参加を申し込みます。 ※V2H 充放電設備のみの申請の場合は、横浜グリーンエネルギーパートナーシップ運営規約への同意不要</p>
<input type="checkbox"/>	<p>「令和 8 年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業における設備導入支援制度利用規約」（別紙）に同意します。 私は、横浜市が実施する横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業におけるポイントの交付に関し、「令和 8 年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業における設備導入支援制度利用規約」及び本規約に基づく還元条件・手続き等を理解し、これに同意のうえ、横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局による審査・交付手続きを受けることを承諾します。 ※V2H 充放電設備のみの申請の場合は、横浜グリーンエネルギーパートナーシップ運営規約への同意不要</p>
<input type="checkbox"/>	<p>以下内容を確認しました。 導入支援申請後の設置完了申請時に、設備の【設置前（新規導入の場合のみ）】および【設置後】の写真提出が必須です。その旨、設置業者さまへの依頼をお願いいたします。 ※設置前写真を撮り忘れた場合、キャッシュレスポイント等の還元対象外になることがあります。 ※電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車については、設置前後の写真は不要です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>以下内容を確認しました。 郵送で申請いただいた方のよこはまグリーン Pay 還元方法は、キャッシュレスポイントではなく商品券（JCB ギフトカード）となります。</p>

申請者基本情報

【必須】氏名 事業者（V2Hのみ）の場合は 法人名・担当者氏名の フリガナをご記入ください	フリガナ	
【必須】現住所 事業者（V2Hのみ）の場合 は事業所所在地を ご記入ください	〒	
【必須】携帯電話番号 事業者（V2Hのみ）の場合 は担当者電話番号を ご記入ください		
【必須】メールアドレス		
設置事業者情報 申請の設備に関する内容に ついて、事務局から設置事業 者への問い合わせを希望される 方はご記入ください。	設置事業者	
	担当者名	
	担当者電話番号	
	担当者メールアドレス	
【必須】 申請する設備の選択 当てはまる項目に チェックを入れてください。	太陽光発電設備（新規導入） ㊦ <input type="checkbox"/> 蓄電池（新規導入） ㊦ <input type="checkbox"/> 蓄電池（導入済み） ㊦ <input type="checkbox"/> エコキュート（新規導入） ㊦ <input type="checkbox"/> エコキュート（導入済み） ㊦ <input type="checkbox"/> 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（新規導入）※ ㊦ <input type="checkbox"/> 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（導入済み） ※ガソリン車・軽油（ディーゼル）車からの買い替えを含みます。	6～8ページ
	太陽光発電設備（導入済み） ㊦ <input type="checkbox"/> 蓄電池（新規導入） ㊦ <input type="checkbox"/> エコキュート（新規導入） ㊦ <input type="checkbox"/> 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（新規導入）※ ※ガソリン車・軽油（ディーゼル）車からの買い替えを含みます。	
	<input type="checkbox"/> 電気自動車単体（太陽光設置なし・新規導入）	9ページ
	<input type="checkbox"/> 燃料電池（エネファーム）（新規導入）	10ページ
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム（新規導入）	11ページ
	<input type="checkbox"/> V2H 充放電設備（新規導入）	12ページ

【必須】

① - 3 本人確認書類のコピー

貼付または同封をお願いします。

※氏名および現住所が確認できる書類を提出してください。

※事業者（V2H 充放電設備のみ）の場合は現在事項全部証明書の表紙および所在地、設置場所が記載されているページを提出してください。

（本人確認書類の例）

・免許証（運転免許証、免許経歴証明書等）

...転居等で住所変更がある場合、ウラ面も必要です。

・マイナンバーカード

...オモテ面のみ。マイナンバーが記載されたウラ面は受理できません。

送付された場合は、事務局にて該当箇所を破棄いたします。

・資格確認書

...氏名、住所が印字されているもののみ。

手書きのものは受理できません。

・住民票の写し

...発行日から3か月以内のもののみ。

マイナンバーが記載されたものは受理できません。

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

【必須】導入状況

新規導入 導入済み 申請しない

※下記項目について、「新規導入」の場合は、情報を必ず記載してください。

<p>【新規導入の場合 必須】 メーカー名</p>	
<p>【新規導入の場合 必須】 パッケージ型番※</p>	
<p>【新規導入の場合 必須】 導入設備 条件確認</p>	<p>蓄電池を新たに設置し、かつ、②-1 太陽光発電設備を同時に設置する、またはすでに設置していること。 ※蓄電池の買い替えは対象外です。 <input type="checkbox"/> 上記、確認しました</p>

※【新規導入の場合】蓄電池の型式について

本年度の国の補助金事業における補助金対象機器として、
一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により、登録されているパッケージ型番を記入してください。
不明な場合は、設置業者等へご確認ください。

【必須】導入状況

新規導入 導入済み 申請しない

※下記項目については、「新規導入」の場合は、情報を必ず記載してください。

【新規導入の場合 必須】 メーカー名	
【新規導入の場合 必須】 型式	
【新規導入の場合 必須】 導入設備 条件確認	<p>エコキュートを新たに設置し、かつ、②-1 太陽光発電設備を同時に設置する、またはすでに設置していること。 ※エコキュートからの買い替えは対象外です。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記、確認しました</p>

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

(太陽光発電設備ありの場合)

【必須】導入状況

新規導入 ガソリン車等※からの買い替え
 導入済み 申請しない

※ガソリン車等とは、ガソリン車・軽油（ディーゼル）車をいいます。

※下記項目について、「新規導入」または「ガソリン車等からの買い替え」の場合は、情報を必ず記載してください。

【新規導入／ガソリン車等からの 買い替えの場合 必須】 メーカー名	
【新規導入／ガソリン車等からの 買い替えの場合 必須】 型式	
【新規導入／ガソリン車等からの 買い替えの場合 必須】 導入車両 条件確認	<p>電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車を新たに（追加で）導入し、かつ、②-1 太陽光発電設備を同時に設置する、またはすでに設置していること。 ※電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車からの買い替えは対象外です。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記、確認しました</p>

③電気自動車単体 (太陽光発電設備なし)

【必須】導入状況

- 新規導入 ガソリン車等からの買い替え※
 申請しない

※ガソリン車等とは、ガソリン車・軽油（ディーゼル）車をいいます。

※下記項目について、「新規導入」または「ガソリン車等からの買い替え」の場合は、情報を必ず記載してください。

<p>【新規導入／ガソリン車等からの 買い替えの場合 必須】 メーカー名</p>	
<p>【新規導入／ガソリン車等からの 買い替えの場合 必須】 型式</p>	
<p>【新規導入／ガソリン車等からの 買い替えの場合 必須】 導入車両 条件確認</p>	<p>電気自動車を新たに（追加で）導入すること。 ※電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車からの買い替えは 対象外です。 <input type="checkbox"/> 上記、確認しました</p>
<p>設置場所（住所） *①-2 で記載した現住所と同一の場合は 記入不要です</p>	<p>〒 神奈川県横浜市</p>

【必須】導入状況

新規導入 申請しない

※下記項目については、「新規導入」の場合は、情報を必ず記載してください。

<p>【新規導入の場合 必須】 メーカー名</p>	
<p>【新規導入の場合 必須】 型式</p>	
<p>【新規導入の場合 必須】 導入設備 条件確認</p>	<p>燃料電池（エネファーム）を新たに設置すること。 ※燃料電池（エネファーム）からの買い替えは対象外です。 <input type="checkbox"/> 上記、確認しました</p>
<p>設置場所（住所） *①-2 で記載した現住所と同一の場合は 記入不要です</p>	<p>〒 神奈川県横浜市</p>

【必須】導入状況

 新規導入 申請しない

※下記項目については、「新規導入」の場合は、情報を必ず記載してください。

【新規導入の場合 必須】 メーカー名	
【新規導入の場合 必須】 型式	
【新規導入の場合 必須】 月別または累計で集熱量を 表示できる装置有無	リモコン、HEMS、スマホのアプリの設置などによって月別または累計 で集熱量を記録・表示できること。 例： ・ノーリツ製リモコン：RC-C055P-1 ・パーパス製ソーラーモニター：SC-S702 ・矢崎製 eco モニ太くん <input type="checkbox"/> 上記、確認しました
【新規導入の場合 必須】 導入設備 条件確認	太陽熱利用システムを新たに設置すること。 ※太陽熱利用システムからの買い替え、増設は対象外です。 <input type="checkbox"/> 上記、確認しました
設置場所（住所） *①-2 で記載した現住所と同一の場合は 記入不要です	〒 神奈川県横浜市

【必須】導入状況

新規導入 申請しない

※下記項目について、「新規導入」の場合は、情報を必ず記載してください。

<p>【新規導入の場合 必須】 メーカー名</p>	
<p>【新規導入の場合 必須】 型式</p>	
<p>【新規導入の場合 必須】 導入設備 条件確認</p>	<p>V2H 充放電設備を新たに設置すること。 ※V2H 充放電設備からの買い替えは対象外です。 <input type="checkbox"/> 上記、確認しました</p>
<p>設置場所（住所） *①-2 で記載した現住所と同一の場合は 記入不要です</p>	<p>〒 神奈川県横浜市</p>

-----導入支援の申請書類は以上です-----

次のページに、設置完了申請時の留意点を記載しておりますので、

必ずご確認をお願いいたします。

【重要】

●本ページまですべてご提出をお願いします。（1 ページ～ 12 ページ）
申請しない設備があった場合は、冒頭の「導入状況」のみご記載ください。

※その際は、「申請しない」を選択してください。

【設置完了申請時の 留意点】

●設置前写真について

新規に設備を導入する場合、設置完了申請時に、「設置前写真」が必要になります。

設置作業を開始する前に、必ず「設置前写真」を撮影してください。

※設置前写真を撮り忘れた場合、キャッシュレスポイント等の還元対象外になることがあります。

新規に導入する場合は、工事用看板等が必要になります。

工事用看板等には「日付」および「設置先住所」を明記する必要があります。

●設置後写真について

新規に設備を導入する場合および導入済みの設備ともに、

設置完了申請時に、「設置後写真」が必要になります。

新規に導入する場合は、工事用看板等が必要になります。

工事用看板等には「日付」および「設置先住所」を明記する必要があります。

●設置完了申請に必要なデータや書類について

次ページ以降に、各設備の必要データや書類について記載されています。

設置事業者等へ事前に情報共有いただくと申請がスムーズに行えます。

●事務局からの連絡について

- ・ 参加・導入支援申請を受領後、内容を確認し不備等があった場合、事務局より確認の連絡をする場合があります。
- ・ 参加・導入支援申請後、設置完了申請の確認ができない場合、事務局より確認の連絡をする場合があります。

**設置完了
申請**

郵送申請用紙

必ず設備の設置が完了してから申請してください。

設置完了申請期限 令和9年1月22日（金）

※最終日（早期終了時は終了日）の消印有効

設置完了申請期限までに、対象製品を設置し、
必要書類を準備のうえ申請が必要です。準備が出来次第お早めにご提出ください。

以下の必要書類を記入・準備し、まとめて封筒に入れて
横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局へお送りください。

申請受理後に事務局から問い合わせることがございます。
お手数ですが、必ずご自身で控えを取っておいてください。

必要書類 チェックリスト

<input type="checkbox"/>	設置完了申請書	①
<input type="checkbox"/>	設備完了申請 各設備情報 ※新規導入設備および導入済み設備について、設備情報を必ずご記載ください。	②～⑥
<input type="checkbox"/>	設備完了申請 各設備における必要書類 ※新規導入設備および導入済み設備について、必要書類を必ずご提出ください。	②～⑥
<input type="checkbox"/>	【参加・導入支援申請後横浜市内で引越しをされた方のみ】本人確認書類のコピー ※設置設備の契約書（見積書）に記載の住所と同一の本人確認書類をご提出ください。 ※氏名、現住所が確認できる書類をご提出ください。	⑦
<input type="checkbox"/>	アンケート	⑧

◎書類送付先

切り取ってご利用ください。封筒のご準備・郵送にかかる費用はご負担ください。

〒163-1034

東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー 34F 営業部
東京ガス(株) 私書箱 8112 号
横浜グリーンパートナーシップ事業事務局行

① 設置完了申請書

「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業」における対象設備設置にあたり、下記の通り申請いたします。
 なお、下記に記載した事項は事実と相違ありません。

同意のうえ、チェックを入れてください（V2H 充放電設備を除く）

【モニタリングデータ提出について】

横浜グリーンエネルギーパートナーシップ運営規約に記載の通り、年 1 回程度モニタリングデータ（月別または累計の発電電力量や売電電力量等のデータ）の提出依頼に対し報告を行います。

申請者基本情報

<p>【必須】氏名</p> <p>事業者（V2H のみ）の場合は法人名・担当者氏名のフリガナをご記入ください</p>	<p>フリガナ</p>	
<p>【必須】住所</p> <p>事業者（V2H のみ）の場合は、事業所所在地をご記入ください。</p>	<p>〒</p>	
<p>【必須】携帯電話番号</p> <p>事業者（V2H のみ）の場合は担当者電話番号をご記入ください。</p>		
<p>【必須】還元対象で申請する設備の選択</p> <p><u>新規導入の対象設備のみを選択してください。</u></p> <p>※参加・導入支援申請時に、（新規導入）を選択した設備 例：太陽光設備（新規導入）</p>		<p><input type="checkbox"/> ② - 1 太陽光発電設備</p> <p><input type="checkbox"/> ② - 2 蓄電池</p> <p><input type="checkbox"/> ② - 3 エコキュート</p> <p><input type="checkbox"/> ② - 4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 電気自動車単体 ※太陽光発電設備なし</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 燃料電池（エネファーム）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 太陽熱利用システム</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ V2H 充放電設備</p> <p>※郵送で申請いただいた方のよこはまグリーン Pay 還元方法は、キャッシュレスポイントではなく商品券（JCB ギフトカード）となります。</p>

②～⑥の各設備の情報について

導入済みで申請する場合は、必ず記載してください。

各項目については、情報を必ず記載してください。

【必須】パワーコンディショナの導入台数		台
パワーコンディショナのメーカー名 <small>※写真等で判別できれば記入不要です</small>		
パワーコンディショナの型式 <small>※写真等で判別できれば記入不要です</small>		
パワーコンディショナの製造番号（機器固有番号/シリアル番号等） <small>※写真等で判別できれば記入不要です</small>		
【必須】太陽光パネルの能力の合計（公称最大出力）（kW）		※小数点以下 2 桁までご入力ください。（小数第 3 位以下は切り捨て） 例：3.12
【必須】設置完了日		年 月 日
稼働開始日（発電開始日） <small>※新規導入の場合に記載してください。</small>		年 月 日 以下の書類等で稼働開始日（発電開始日）は確認ができます。 ①電力会社が発行している書類 ・「系統連系承諾書」に記載されている系統連系日 ・「接続契約のご案内」に記載されている受給開始希望日 ②「メーカー保証書」 ※一部のメーカー保証書で系統連系日が確認できます。 ③リモコン等 ※一部のリモコン等で発電開始日が確認できます。 ④その他書類 「電力需給契約書」「初回売電明細（検針票）」「電力会社のマイページ」等
リース契約の方のみ	年間リース料	円
	リース期間	年
【必須】他の補助事業について	併用有無	<input type="checkbox"/> 有り（予定を含む） <input type="checkbox"/> 無し
	※有り（予定を含む）を選択した場合は、下記もご記載ください。	
	補助事業名	
	補助金額	円

**貼付いただく場合は、
ご活用ください。**

**※貼付いただかない場合は、
本紙同封不要です。**

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

各項目については、情報を必ず記載してください。

メーカー名	
【必須】パッケージ型番	※本年度の国の補助事業における補助対象機器として、本申請時点で一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている「パッケージ型番」を記載してください。 ご不明な場合は、設置事業者等へお問い合わせください。
型式 ※写真等で判別できれば記入不要です	
蓄電池容量（kWh） ※写真等で判別できれば記入不要です	
【必須】設置完了日	年 月 日
※設置完了日と稼働開始日が異なる場合（設置完了後に入居した場合等）は、 下記「稼働開始日」をご記載ください。	
稼働開始日 ※新規導入の場合に記載してください。	年 月 日

※太陽光発電設備を同時に設置する、または設置していることが条件です。

② - 1 太陽光発電設備の設置完了申請のご提出もお願いいたします。

【必須】以下の書類・写真について、必ずご提出をお願いします。
(同封または台紙貼付)

※**原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。**

蓄電池 設置完了申請 必要書類 チェックリスト		
<input type="checkbox"/>	<p>蓄電池のメーカー名および型式、蓄電池容量 (kWh) がわかるもの 例： ・蓄電池本体の銘板写真 ・保証書 ・納入仕様書 等</p> <p>※一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) により登録されている 「パッケージ型番」と銘板に記載されている蓄電池本体の型式は異なる場合が あります。 ※「パッケージ型番」が分からない場合は、設置事業者等へご確認ください。</p>	全員
<input type="checkbox"/>	<p>蓄電池の設置前の写真 工事用看板 (日付および住所が明記されたもの) 等を写し込んでください。 ※設備が新規で導入されたものか確認するものです。</p>	新規導入の方のみ
<input type="checkbox"/>	<p>蓄電池の設置後の写真</p> <p><u>新規導入の方</u> ・工事用看板 (日付および住所が明記されたもの) 等を写し込んでください。 ・工事の前後でなるべく同じ位置および角度で撮影してください。</p> <p><u>導入済みの方</u> ・蓄電池が設置されていることがわかる写真を提出してください。</p>	全員

**貼付いただく場合は、
ご活用ください。**

**※貼付いただかない場合は、
本紙同封不要です。**

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

各項目については、情報を必ず記載してください。

メーカー名	
型式 ※写真等で判別できれば記入不要です	
【必須】設置完了日	年 月 日
※設置完了日と稼働開始日が異なる場合（設置完了後に入居した場合等）は、 下記「稼働開始日」をご記載ください。	
稼働開始日 ※新規導入の場合に記載してください。	年 月 日

※太陽光発電設備を同時に設置する、または設置していることが条件です。

② - 1 太陽光発電設備の設置完了申請のご提出もお願いいたします。

【必須】以下の書類・写真について、必ずご提出をお願いします。
(同封または台紙貼付)

※**原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。**

エコキュート 設置完了申請 必要書類 チェックリスト		
<input type="checkbox"/>	<p>エコキュートのメーカー名および型式がわかるもの 例： ・エコキュート本体 <u>(ヒートポンプユニット)</u> の銘板写真 ・保証書 ・納入仕様書等</p>	全員
<input type="checkbox"/>	<p>エコキュートの設置前の写真 工事用看板（日付および住所が明記されたもの）等を写し込んでください。 ※設備が新規で導入されたものか確認するものです。</p>	新規導入の方のみ
<input type="checkbox"/>	<p>エコキュートの設置後の写真 <u>新規導入の方</u> ・工事用看板（日付および住所が明記されたもの）等を写し込んでください。 ・工事の前後でなるべく同じ位置および角度で撮影してください。</p> <p><u>導入済みの方</u> ・エコキュートが設置されていることがわかる写真を提出してください。</p>	全員

**貼付いただく場合は、
ご活用ください。**

**※貼付いただかない場合は、
本紙同封不要です。**

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

導入済み設備についても
必ず記載をお願いします。

② - 4 電気自動車・

設置完了
申請

プラグインハイブリッド自動車 (太陽光発電設備あり)

(太陽光発電設備ありの場合) 各項目については、情報を必ず記載してください。

メーカー名	
車種名	
型式 ※書類等で判別できれば記入不要です	
定員 ※書類等で判別できれば記入不要です	
車台番号 ※書類等で判別できれば記入不要です	
自動車登録番号 (ナンバープレート) ※書類等で判別できれば記入不要です	
登録年月 ※書類等で判別できれば記入不要です	年 月
納車日 ※書類等で判別できれば記入不要です	年 月 日
燃料種 ※書類等で判別できれば記入不要です	
電力消費率 (Wh/km) ※書類等で判別できれば記入不要です	

※太陽光発電設備を同時に設置する、または設置していることが条件です。

② - 1 太陽光発電設備の設置完了申請のご提出もお願いいたします。

導入済み設備についても
必ず記載をお願いします。

② - 4 電気自動車・

設置完了
申請

プラグインハイブリッド自動車 (太陽光発電設備あり)

必要書類

**【必須】以下の書類・写真について、必ずご提出をお願いします。
(同封または台紙貼付)**

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 設置完了申請 必要書類 チェックリスト		
<input type="checkbox"/>	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車について、 以下の項目が記載されているもの (例：車検証) ・メーカー名 ・車種名 ・型式 ・定員 ・車台番号 ・自動車登録番号 (ナンバープレート) ・登録年月 ・納車日 ・燃料種 ・電力消費率 (Wh/km) ※車検証に記載されていない場合は、カタログ等	全員

設置完了
申請

② - 4 電気自動車・

プラグインハイブリッド自動車 書類等貼付台
(太陽光発電設備あり)

**貼付いただく場合は、
ご活用ください。**

**※貼付いただかない場合は、
本紙同封不要です。**

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

③ 電気自動車単体（太陽光発電設備なし）

各項目については、情報を必ず記載してください。

メーカー名	
車種名	
型式 ※書類等で判別できれば記入不要です	
定員 ※書類等で判別できれば記入不要です	
車台番号 ※書類等で判別できれば記入不要です	
自動車登録番号 (ナンバープレート) ※書類等で判別できれば記入不要です	
登録年月 ※書類等で判別できれば記入不要です	年 月
納車日 ※書類等で判別できれば記入不要です	年 月 日
燃料種 ※書類等で判別できれば記入不要です	
電力消費率 (Wh/km) ※書類等で判別できれば記入不要です	

③ 電気自動車単体（太陽光発電設備なし）

【必須】以下の書類・写真について、必ずご提出をお願いします。
（同封または台紙貼付）

※**原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。**

電気自動車単体（太陽光発電設備なし）		設置完了申請	必要書類 チェックリスト
<input type="checkbox"/>	<p>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車について、以下の項目が記載されているもの（例：車検証）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー名 ・車種名 ・型式 ・定員 ・車台番号 ・自動車登録番号（ナンバープレート） ・登録年月 ・納車日 ・燃料種 ・電力消費率（Wh/km） ※車検証に記載されていない場合は、カタログ等 		全員

**貼付いただく場合は、
ご活用ください。**

**※貼付いただかない場合は、
本紙同封不要です。**

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

④ 燃料電池（エネファーム）

各項目については、情報を必ず入力してください。

メーカー名	
型式 ※写真等で判別できれば記入不要です	
製造番号 ※写真等で判別できれば記入不要です	
燃料種 ※写真等で判別できれば記入不要です	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPG
【必須】設置完了日	年 月 日
稼働開始日 (発電開始日)	年 月 日 <hr/> 以下の書類等で稼働開始日（発電開始日）は確認ができます。 ①電力会社が発行している書類 ・「系統連系承諾書」に記載されている系統連系日 ・「接続契約のご案内」に記載されている受給開始希望日 ②「メーカー保証書」 ※一部のメーカー保証書で系統連系日が確認できます。 ③リモコン等 ※一部のリモコンで稼働開始日（発電開始日）が確認できます。

④ 燃料電池（エネファーム） 必要書類

【必須】以下の書類・写真について、必ずご提出をお願いします。
（同封または台紙貼付）

※**原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。**

エネファーム 設置完了申請 必要書類 チェックリスト		
<input type="checkbox"/>	エネファームのメーカー名および型式、製造番号、燃料種がわかるもの 例： ・エネファーム本体（ <u>燃料電池ユニット</u> ）の銘板写真 ・保証書 ・納入仕様書 等	全員
<input type="checkbox"/>	エネファームの設置前の写真 工事用看板（日付および住所が明記されたもの）等を写し込んでください。 ※設備が新規で導入されたものか確認するものです。	全員
<input type="checkbox"/>	エネファームの設置後の写真 ・工事用看板（日付および住所が明記されたもの）等を写し込んでください。 ・工事の前後でなるべく同じ位置および角度で撮影してください。	全員
<input type="checkbox"/>	エネファームのリモコンの写真 ・台所リモコンまたは浴室リモコンの外観全体を写し込んでください。	全員
<input type="checkbox"/>	稼働開始日（系統連系日または受給開始希望日等）がわかるもの 例： ・系統連系承諾通知書 ・接続契約のご案内 ・メーカー保証書 ・リモコン 等	お手元に資料がある場合のみ

貼付いただく場合は、
ご活用ください。

※貼付いただかない場合は、
本紙同封不要です。

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

⑤ 太陽熱利用システム

各項目については、情報を必ず記載してください。

メーカー名		
型式		
ご自宅における 太陽熱利用システム以外の 主な給湯設備の燃料種		<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPG <input type="checkbox"/> その他（灯油・電気等）
【必須】設置完了日		年 月 日
※設置完了日と稼働開始日が異なる場合（設置完了後に入居した場合等）は、 下記「稼働開始日」をご記載ください。		
稼働開始日		年 月 日
リース契約の 方のみ	年間リース料	円
	リース期間	
【必須】 他の補助事業 について	併用有無	<input type="checkbox"/> 有り（予定を含む） <input type="checkbox"/> 無し
	※有り（予定を含む）を選択した場合は、下記もご記載ください。	
	補助事業名	
	補助金額	円

⑤ 太陽熱利用システム 必要書類

【必須】以下の書類・写真について、必ずご提出をお願いします。（同封または台紙貼付）

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

太陽熱利用システム 設置完了申請 必要書類 チェックリスト		
<input type="checkbox"/>	<p>太陽熱利用システムのメーカー名および型式、製造番号がわかるもの 例： ・銘板写真 ・保証書 ・納入仕様書 等</p> <p><一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けている製品の場合> 追加で、供給方式および集熱器の面積、集熱器の枚数が確認できるもの 例： ・製品カタログ ・仕様書 ・取扱説明書</p> <p><日本産業規格の JIS A 4112 に規格する基準相当の性能を持つものの場合> 追加で、JIS への適合確認を証明するもの 例： ・JIS マークを取られている場合は、適合認証証 ・JIS マークを取っていない場合は、JIS Q 1000 に基づく自己適合宣言書 ・ソーラーシステム振興協会の優良ソーラーシステム認証制度など独自の制度をもっている機関の認証書</p> <p>また、追加で、供給方式および集熱器の面積、集熱器の枚数が確認できるもの 例： ・製品カタログ ・仕様書 ・取扱説明書</p>	全員
<input type="checkbox"/>	<p>ご自宅における太陽熱利用システム以外の主な給湯設備の燃料種がわかるもの 例： ・銘板写真 ・保証書 ・納入仕様書 等</p> <p>※太陽熱利用システム以外でご自宅において給湯のために使用している主たる設備（ガス給湯器等）の銘板写真等を撮影してください。 ※銘板が読み取れない場合や書類等がお手元にない場合はご提出不要です。</p>	全員
<input type="checkbox"/>	<p>太陽熱利用システムの設置前の写真 工事用看板（日付および住所が明記されたもの）等を写し込んでください。 ※設備が新規で導入されたものか確認するものです。</p>	全員
<input type="checkbox"/>	<p>太陽熱利用システムの設置後の写真 ・工事用看板（日付および住所が明記されたもの）等を写し込んでください。 ・工事の前後でなるべく同じ位置および角度で撮影してください。</p>	全員
<input type="checkbox"/>	<p>リース金額とリース期間が確認できる書類 例：リース契約書</p>	リース契約の方のみ
<input type="checkbox"/>	<p>補助金金額が確認できる書類 例：補助金認定通知書</p>	他の補助金事業を併用している方のみ

**貼付いただく場合は、
ご活用ください。**

**※貼付いただかない場合は、
本紙同封不要です。**

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

設置完了
申請

⑥ V2H 充放電設備

各項目については、情報を必ず入力してください。

メーカー名	
型式 ※写真等で判別できれば記入不要です	
製造番号 ※写真等で判別できれば記入不要です	
【必須】設置完了日	年 月 日

設置完了
申請

⑥ V2H 充放電設備 必要書類

【必須】以下の書類・写真について、必ずご提出をお願いします。
(同封または台紙貼付)

※**原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします**

V2H 充放電設備 設置完了申請 必要書類 チェックリスト		
<input type="checkbox"/>	V2H 充放電設備のメーカー名および型式、製造番号がわかるもの 例： ・本体の銘板写真 ・保証書 ・納入仕様書等	全員
<input type="checkbox"/>	V2H 充放電設備の設置前の写真 工事用看板（日付および住所が明記されたもの）等を写し込んでください。 ※設備が新規で導入されたものか確認するものです。	全員
<input type="checkbox"/>	V2H 充放電設備の設置後の写真 ・工事用看板（日付および住所が明記されたもの）等を写し込んでください。 ・工事の前後でなるべく同じ位置および角度で撮影してください。	全員

貼付いただく場合は、
ご活用ください。

※貼付いただかない場合は、
本紙同封不要です。

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

⑦ 本人確認書類のコピー 書類等貼付台紙

【参加・導入支援申請後 住所が変更になった方のみ】

以下の書類・写真について、同封または台紙貼付をお願いします。

横浜市民であることがわかる本人確認書類のコピー

引越し先住所（導入支援申請で記載した設置予定の住所）が確認できる
本人確認書類をご提出ください。

氏名、現住所が記載された箇所が必須です。

（本人確認書類の例）

・免許証(運転免許証、免許経歴証明書等)

...転居等で住所変更がある場合、ウラ面手書きのものは受理できません。

・マイナンバーカード

...オモテ面のみ。マイナンバーが記載されたウラ面は受理できません。

送付された場合は、事務局にて該当箇所を破棄いたします。

・資格確認書

...氏名、住所が印字されているもののみ。

手書きのものは受理できません。

・住民票の写し

...発行日から3か月以内のもののみ。

マイナンバーが記載されたものは受理できません。

※原本は同封・貼付せず、必ずお手元にて保管をお願いします。

設置完了申請は、次ページから続くアンケートを含めてご提出ください。

今回、設備導入することにした1番のきっかけは何ですか。（回答：1つ）

- 電気代の高騰 本事業（還元があるから） 本事業（趣旨に賛同したから）
 引越し FIT 契約の終了 その他【 】

この事業は、設備導入にどのような影響を与えましたか？（複数回答可）

- 導入を決めるきっかけになった
 導入時期を早める後押しになった
 導入を決める参考になった
 J-クレジットプロジェクトに関心があった
 特に影響はなかった
 その他【 】

この事業の魅力は何でしたか？（複数回答可）

- 還元が受けられる
 電気代が安くなる
 再生可能エネルギーに切り替えられる
 地域や社会に貢献できると感じた
 その他【 】

この事業をきっかけに、どんな脱炭素行動に取り組もうと思いますか。（複数回答可）

- マイボトルを週に1回以上利用している
 マイバッグを持ち歩く等、ごみを減らすための行動をする
 ごみの分別を徹底している
 節電のため、照明のLED化、省エネ家電を利用している
 食べきれぬ分だけ購入するなど、食品ロスを削減している
 今持っている服を長く着る等、サステナブルファッションを実践している
 自家用車を使わず、公共交通機関や自転車・徒歩で移動することを意識している
 市内産の野菜や果物を選んで購入している
 エコラベルがついた、環境にやさしい商品を選んで購入している
 電気自動車など、環境にやさしい自動車を利用している
 太陽光発電設備を設置したり、再生可能エネルギーなどの環境にやさしい電力に切り替えている
 取り組んでいるものがない
 その他【 】

⑧ - 4 アンケート

続きまして、横浜市で現在取り組んでいる施策について伺います。
当てはまる数字に○をつけてください。

(1) サーキュラーエコノミー（循環経済）という取組を聞いたことがありますか？

(サーキュラーエコノミーとは、製品や資源を使い捨てにせず、繰り返し活用することで循環させる経済のことです。例えば、消費行動では「買う・使う」で終わらせず、「資源として分け、次の活用へまわす」ことを目指す取組のことです。)

- 1 取組を知っており、取り組んでいる
- 2 取組を知っているが、取り組んでいない
- 3 取組を知らなかったが、取り組んでみたい
- 4 取組を知らなかったし、取り組みたいと思わない

(2) ネイチャーポジティブ（自然再興）という取組を聞いたことがありますか？

(ネイチャーポジティブとは、自然の損失を止め、積極的に豊かにしていくことを目指す考え方です。例えば、公園の草花をすぐに刈り取らずに生き物のすみかとして残すといった取組のことです。)

- 1 取組を知っており、取り組んでいる
- 2 取組を知っているが、取り組んでいない
- 3 取組を知らなかったが、取り組んでみたい
- 4 取組を知らなかったし、取り組みたいと思わない

(3) 廃食油の SAF（持続可能な航空燃料）へのリサイクルという取組を聞いたことがありますか？

(家庭で出た廃食油を、スーパー等に設置したボックスに注いでいただくことで回収し、集めた油を SAF にリサイクルし、航空燃料として活用する取組のことです。)

- 1 取組を知っており、取り組んでいる
- 2 取組を知っているが、取り組んでいない
- 3 取組を知らなかったが、取り組んでみたい
- 4 取組を知らなかったし、取り組みたいと思わない

前問で 2, 4 を選んだ方は理由を選んでください。（複数回答可）

- 1 回収拠点の場所を知らなかった
- 2 回収方法（出し方・容器など）が分からなかった
- 3 持参するのが手間だと感じた
- 4 衛生面（臭い・汚れ等）が気になった
- 5 回収して何に使われるのか分からなかった
- 6 自宅で廃食油がほとんど出ない
- 7 特に関心がなかった
- 8 その他 【

】

(2) SDGs ロッカーという取組を聞いたことがありますか？

(売れ残りのパンをはじめとした、消費期限が近い・規格外などの理由で通常販売できない商品を、駅や病院などのロッカー型自動販売機で販売する、食品ロス削減や脱炭素につながる取組のことです。)

- 1 取組を知っており、取り組んでいる
- 2 取組を知っているが、取り組んでいない
- 3 取組を知らなかったが、取り組んでみたい
- 4 取組を知らなかったし、取り組むまいと思わない

前問で 2, 4 を選んだ方は理由を選んでください。(複数回答可)

- 1 設置場所(場所・存在)を知らなかった
- 2 利用方法(購入方法・支払方法等)が分からなかった
- 3 設置場所が生活圏内になく、利用する機会がなかった
- 4 商品の内容や品質が分からず、不安を感じた
- 5 消費期限が近い商品を購入することに抵抗があった
- 6 通常の店舗で購入する方が便利だと感じた
- 7 特に関心がなかった
- 8 その他 【

】

(3) 次世代自動車について

今後、自家用車を新たに購入または買い替える際に、次世代自動車※の購入意向をお聞かせください。(複数回答可)

※次世代自動車とは、

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)のこと

- 1 EVを購入したい
- 2 PHVを購入したい
- 3 FCVを購入したい
- 4 ハイブリッド自動車(HV)を購入したい
- 5 ガソリン車またはディーゼル車を購入したい
- 6 自家用車を利用しない(購入しない)

前問で 4, 5, 6 を選んだ方は理由を選んでください。(複数回答可)

- 1 自宅に充電器がなく、設置に対するハードルが高いから
- 2 街中で充電環境が整っていないから
- 3 走っている途中で充電がなくなるのが怖いから
- 4 ガソリン車への給油と比べて、充電に時間がかかるから
- 5 車両価格が高いから
- 6 補助金申請が大変だから
- 7 乗りたい車種がないから
- 8 EV、PHV、FCV がまだ普及していないから
- 9 その他 【

】

アンケートは以上です。

ご回答いただき、誠にありがとうございました。

次ページ以降の、各規約については、設置完了申請書類ではありません。

申請書類と同封せず、お手元にて保管をお願いいたします。

「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」運営規約（家庭向け）

（目的）

第1条 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ（以下「本プロジェクト」という。）は、本プロジェクトの趣旨に賛同する市民に対し、脱炭素化に向けた行動変容を促すとともに、本プロジェクトの参加者の取組により横浜市内で削減された二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量（以下「環境価値」という。）について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に定める認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）によりJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図り、もって地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（運営及び管理）

第2条 本プロジェクトの運営及び管理は、横浜市（以下「運営・管理者」という。）及び運営・管理者から本プロジェクトに係る業務委託を受けた事業者（以下「業務受託者」という。）が行う。

2 運営・管理者及び業務受託者は、第1条に規定する目的のため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 本プロジェクト参加届の受理及び参加資格の確認に係る業務
- （2） J-クレジット制度認証委員会へのプロジェクト登録・変更申請に係る業務
- （3） モニタリングの実施、排出削減量等の算定に係る業務
- （4） J-クレジット制度認証委員会への実績報告及びJ-クレジットの認証申請に係る業務
- （5） 認証されたJ-クレジットの売却に関する業務
- （6） 参加者への情報提供及びアンケートの実施に係る業務
- （7） 参加者の退会手続き

（実施するプログラム型排出削減事業）

第3条 本プロジェクトでは、太陽光発電設備により系統電力等の使用量を削減する事業、電気自動車を導入することにより化石燃料の使用量を削減する事業、コージェネレーションの導入により化石燃料及び電力の使用量を削減する事業、及び太陽熱利用システムを導入することにより、化石燃料等の使用量を削減する事業を実施する。

（参加申込み）

第4条 本プロジェクトに参加しようとする者は、本規約に同意の上、運営・管理者又は業務受託者が作成する参加届等に必要事項を記入し、運営・管理者又は業務受託者へ提出（運営・管理者又は業務受託者が作成する電子申請システムを利用する場合は申請情報が到達することをいう。以下同様。）するものとする。

また、CO₂排出削減取組の対象とする設備（以下「対象設備」という。）の導入が確認できる書類等を、運営・管理者又は業務受託者に提出するものとする。

(参加資格)

第5条 本プロジェクトに参加しようとするものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 横浜市に在住する者であって、既に市内の住居に対象設備を導入している者又は対象設備を導入する予定である者。
 - (2) 対象設備が、参加申込日の2年前の日以降に稼働していること。
 - (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、参加届及び対象設備の導入支援に係る書類（運営・管理者が実施する導入支援を利用する場合）に記載された情報を、運営・管理者及び業務受託者が使用することに同意すること。
 - (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、参加届に記載された以外の情報について、運営・管理者及び業務受託者が必要とする場合は提供することに同意すること。
 - (5) 参加後、モニタリング（※）に必要な情報を運営・管理者及び業務受託者へ提供し、J-クレジットの申請のために使用することに同意すること。
 - (6) 環境価値を運営・管理者へ譲渡すること。その結果として、参加者は譲渡した環境価値について、「温室効果ガス排出量を削減」したことを他の類似制度に報告（主張）できなくなることに同意すること。
 - (7) 対象設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
 - (8) 環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するために遵守しなければならない建築基準法、電気事業法、その他関連法令等を遵守することに同意すること。
 - (9) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例51号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ※ モニタリングとは、CO₂排出量を算定するための、計測を指す。参加者は、後日、この参加届とは別に発電電力量や売電電力量（太陽光発電設備の導入の場合）などのデータ等を提出すること。

(参加の承認)

第6条 運営・管理者及び業務受託者は、参加届の提出があった場合は、参加審査を行う。審査の結果、参加が適当であると認められるときは、参加を承認し、参加者にすみやかに通知することとする。

(設備の処分等)

第7条 参加者は、第11条に規定する期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を運営・管理者又は業務受託者に届けなければならない。

- (1) 対象設備がき損もしくは滅失したとき。
- (2) 対象設備を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。）しようとするとき。

(退会)

第8条 参加者は、本プロジェクトを退会しようとするときは、運営・管理者又は業務受託者に「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」退会届を提出し、その承認を得なければならない。

2 運営・管理者及び業務受託者は、参加者が次の各号に該当するときは、当該参加者の退会措置をとることができる。

- (1) 参加者が第5条に定めた参加資格を喪失した場合

- (2) 前項の届出があった場合
- (3) 第 11 条に定める期間を経過した場合
- (4) 参加者が本プロジェクトの目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(J-クレジットの活用方法)

第 9 条 参加者から運営・管理者へ譲渡された環境価値により認証された J-クレジットについては、横浜市内で開催される大規模イベント等で活用することとする。ただし、今後の J-クレジット制度を取り巻く環境に応じて活用方法は適宜見直すこととする。

(会費)

第 10 条 本プロジェクトの参加費は無料とする。

(参加者資格の有効期間)

第 11 条 参加者資格の有効期間は、入会日から 8 年間とする。ただし、本プロジェクトの実施期間が変更された場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 参加者から得られた個人情報は、本プロジェクトの業務遂行のためにのみ適切に取り扱うものとする。また、個人を特定できない形での統計情報として使用することがある。

(規約の改定)

第 13 条 本規約は、参加者の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、運営・管理者のホームページに掲載することにより、適宜参加者に報告するものとする。

(委任)

第 14 条 本規約に定めるもののほか、本プロジェクトの実施に関し必要な事項は、運営・管理者が定める。

附 則

本規約は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

附 則 (制定 令和 8 年 5 月 19 日脱脱ラ第 121 号、部長決裁)

この要綱は、令和 8 年 5 月 19 日から施行する。

「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」運営規約（事業者向け）

（目的）

第1条 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ（以下「本プロジェクト」という。）は、本プロジェクトの趣旨に賛同する市民に対し、脱炭素化に向けた行動変容を促すとともに、本プロジェクトの参加者の取組により横浜市内で削減された二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量（以下「環境価値」という。）について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に定める認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）によりJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図り、もって地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（運営及び管理）

第2条 本プロジェクトの運営及び管理は、横浜市（以下「運営・管理者」という。）及び運営・管理者から本プロジェクトに係る業務委託を受けた事業者（以下「業務受託者」という。）が行う。

2 運営・管理者及び業務受託者は、第1条に規定する目的のため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 本プロジェクト参加届の受理及び参加資格の確認に係る業務
- （2） J-クレジット制度認証委員会へのプロジェクト登録・変更申請に係る業務
- （3） モニタリングの実施、排出削減量等の算定に係る業務
- （4） J-クレジット制度認証委員会への実績報告及びJ-クレジットの認証申請に係る業務
- （5） 認証されたJ-クレジットの売却に関する業務
- （6） 参加者への情報提供及びアンケートの実施に係る業務
- （7） 参加者の退会手続き

（実施するプログラム型排出削減事業）

第3条 本プロジェクトでは、太陽光発電設備により系統電力等の使用量を削減する事業及び電気自動車を導入することにより化石燃料の使用量を削減する事業を実施する。

（参加申込み）

第4条 本プロジェクトに参加しようとする者は、本規約に同意の上、「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」参加届（以下「参加届」という。）に必要事項を記入（運営・管理者又は業務委託者が構築する電子申請システム上での必要事項の入力を含む）し、CO₂排出削減取組の対象とする設備（以下「対象設備」という。）の導入が確認できる書類等（別添1）を添えて、運営・管理者又は業務受託者に提出（申請情報が到達することをいう。以下同様）するものとする。

（参加資格）

第5条 本プロジェクトに参加しようとするものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1） 横浜市で自らが事業を営む建物を有する事務所または事業所において、対象設備を導入すること。

- (2) 対象設備が、参加申込日の2年前の日以降に稼働していること。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、参加届及び対象設備の導入支援に係る書類（運営・管理者が実施する導入支援を利用する場合）に記載された情報を、運営・管理者及び業務受託者が使用することに同意すること。
- (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、参加届に記載された以外の情報について、運営・管理者及び業務受託者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (5) 参加後、モニタリング（※1）に必要な情報を運営・管理者及び業務受託者へ提供し、J-クレジットの申請のために使用することに同意すること。
- (6) 環境価値を運営・管理者へ譲渡すること。その結果として、参加者は譲渡した環境価値について、「温室効果ガス排出量を削減」したことを他の類似制度に報告（主張）できなくなることに同意すること。
- (7) 対象設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (8) 環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するために遵守しなければならない建築基準法、電気事業法、その他関連法令等を遵守することに同意すること。
- (9) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例51号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。

※1 モニタリングとは、CO₂排出量を算定するための、計測を指す。参加者は、後日、この参加届とは別に発電電力量や売電電力量（太陽光発電設備の導入の場合）などのデータ等を提出すること。

※2 温室効果ガス排出量の報告制度において、特定事業者に該当する場合、本市へ譲渡した環境価値に相当する排出量を当該年度の調整後排出量の計算において、加算する必要がある。なお、加算する排出量については、運営・管理者が調整後全電源排出係数を用いて算出を行い、該当する各参加者へ通知する。

（参加の承認）

第6条 運営・管理者及び業務受託者は、参加届の提出があった場合は、参加審査を行う。審査の結果、参加が適当であると認められるときは、参加を承認し、参加者にすみやかに通知することとする。

（設備の処分等）

第7条 参加者は、第11条に規定する期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を運営・管理者又は業務受託者に届けなければならない。

- (1) 対象設備がき損もしくは滅失したとき。
- (2) 対象設備を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。）しようとするとき。

（退会）

第8条 参加者は、本プロジェクトを退会しようとするときは、運営・管理者又は業務受託者に「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」退会届を提出し、その承認を得なければならない。

2 運営・管理者及び業務受託者は、参加者が次の各号に該当するときは、当該参加者の退会措置をとることができる。

- (1) 参加者が第5条に定めた参加資格を喪失した場合
- (2) 前項の届出があった場合
- (3) 第11条に定める期間を経過した場合
- (4) 参加者が本プロジェクトの目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(J-クレジットの活用方法)

第9条 参加者から運営・管理者へ譲渡された環境価値により認証されたJ-クレジットについては、横浜市内で開催される大規模イベント等で活用することとする。ただし、今後のJ-クレジット制度を取り巻く環境に応じて活用方法は適宜見直すこととする。

(会費)

第10条 本プロジェクトの参加費は無料とする。

(参加者資格の有効期間)

第11条 参加者資格の有効期間は、入会日から8年間とする。ただし、本プロジェクトの実施期間が変更された場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第12条 参加者から得られた個人情報は、本プロジェクトの業務遂行のためにのみ適切に取り扱うものとする。また、個人を特定できない形での統計情報として使用することがある。

(規約の改定)

第13条 本規約は、参加者の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、運営・管理者のホームページに掲載することにより、適宜参加者に報告するものとする。

(委任)

第14条 本規約に定めるもののほか、本プロジェクトの実施に関し必要な事項は、運営・管理者が定める。

附 則

本規約は、令和7年6月6日から施行する。

附 則（制定 令和8年5月19日脱脱ラ第121号、部長決裁）

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。

令和8年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業における設備導入支援制度 利用規約

第1条（総則）

1. 本規約は、横浜市が、令和8年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業において実施する設備導入支援に関し、ポイント等の交付を申請する者が遵守すべき事項や還元の要件等を定めることを目的とするもので、本事業を運営する横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局と申請者との間に締結されるものです。

2. 本事業に係る申請は、本規約を必ずお読みいただいた上で行うものとし、申請者は本規約に同意したものとみなします。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「市」：横浜市をいいます。
- (2) 「本事業」：令和8年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業をいいます。
- (3) 「事務局」：本事業の運営を目的として設置された横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局をいいます。
- (4) 「申請」：ポイントの交付又は商品券の還元を受けるために申請者が事務局に対し行う、第6条に規定する「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」への参加を申請する「参加・導入支援申請」、及び対象設備の設置が完了した時点で申請する「設置完了申請」の2つの申請をあわせたものをいいます。
- (5) 「申請者」：本事業において、申請受付期間中に対象製品の購入・設置等を行い、事務局に対し、申請を行った者をいいます。
- (6) 「ポイント」：設備導入支援の申請者に対して交付される「よこはまグリーンPay」をいいます。
- (7) 「キャッシュレスポイント」：交付された第6号に規定するポイントと交換できる各種キャッシュレス決済において利用可能なポイントをいいます。
- (8) 「商品券」：申請者が還元を受けることのできる商品購入時に利用可能な金券をいいます。
- (9) 「ポイントの交付等」：ポイントの交付及び商品券の送付を総称したものをいいます。
- (10) 「還元」：申請者に交付されたポイントが各種キャッシュレスポイントに交換されたことをいい、商品券を選択した申請者に対しては、申請者に商品券を送付することをいいます。
- (11) 「代替」：ポイント交付後、キャッシュレスポイントに交換されず交換期限満了となったポイントを「QUOカードPay」として交付することをいいます。
- (12) 「参加」：J-クレジット制度のプロジェクトである「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」への参加をいいます。
- (13) 「参加者」：「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」の参加者のことをいいます。
- (14) 「特設サイト」：本事業に関する情報を掲載し、申請者がアクセスできるインターネット上のウェブサイトのことをいいます。

第3条（本事業の概要及び要件）

1. 本事業は、本規約に定めるところにより、市が、省エネや再エネの活用を進め、脱炭素社会の実現に向けた市民や事業者の行動変容を促進することを目的として実施するものです。
2. 本事業においてポイント等の還元を受けることができる申請者は、市内に居住（横浜市内に住民登録がある者）する者または本事業実施期間中に横浜市民になる個人であって、次項第1号に定める期間内に、対象製品（第4条に定める製品をいいます。）を新たに購入し、設置完了申請の申請日までに市内の自宅に設置した参加者（ただし、V2H 充放電設備については参加者であることを要件としないものとし、横浜市内で自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所に対象設備を設置した事業者も申請可能とします。）とします。電気自動車(PHEV 含む)の場合、使用の本拠の位置を横浜市内としているものとします。
3. 本事業の参加・導入支援申請受付期間及び設置完了申請受付期間は、それぞれ次に掲げるとおりとします。
 - (1) 参加・導入支援申請受付期間：令和8年6月15日（月）から令和8年12月25日（金）まで
※郵送は消印有効
 - (2) 設置完了申請受付期間：令和8年6月16日（火）から令和9年1月22日（金）まで
※郵送は消印有効
4. 前項(1)に掲げる期間は、参加・導入支援申請の還元見込み額が市事業（横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業）における予算上限に達した場合等において変更される場合があります。

第4条（対象設備・還元額）

1. 本事業における支援対象設備、その還元額、条件及び対象製品は、以下のとおりとします。なお、対象製品は**新品（未使用品）**に限ります。

対象設備	還元額	条件	対象製品
太陽光発電設備	15,000 円/kw (上限 4kw)	蓄電池、エコキュートまたは電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を同時に設置するか既に設置していること ※買い替え、増設は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）等からの太陽電池モジュール認証を受けたもの ・太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが導入される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆潮流されるもの ・発電量・売電量が月別または累計で記録・表示できる装置を設置していること（HEMS、アプリ等含む）

対象設備	還元額	条件	対象製品
蓄電池	120,000 円/件	太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること ※買い替えは対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の国の補助事業における補助対象機器として、申請時点で一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること ・常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電システムに充電するとともに、充電した電力を当該住宅で消費するもの ・敷地内に設置された定置用であること
エコキュート	20,000 円/件	太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること ※買い替えは対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯省エネ 2026 事業（令和 7 年度補正予算「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」）のヒートポンプ給湯器（エコキュート）の対象製品型番リストに掲載されている製品
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	100,000 円/件	太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること ※買い替えは対象外（ただしガソリン車・軽油（ディーゼル車からの買い替えは対象）	<p>【電気自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象となる電気自動車（普通車・軽自動車）であること <p>【プラグインハイブリッド自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証に、当該自動車の燃料がガソリン及び電気、もしくは軽油及び電気であることが記載されているもの ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象となるプラグインハイブリッド自動車（普通車）であること
電気自動車（太陽光発電設備なし）	50,000 円/件	※買い替えは対象外（ただしガソリン車・軽油（ディーゼル車からの買い替えは対象）	<p>【電気自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助

対象設備	還元額	条件	対象製品
			金」の対象となる電気自動車（普通車・軽自動車）であること
燃料電池 （エネファーム）	30,000 円/件	※買い替えは対象外	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること
太陽熱利用システム	50,000 円/件	※買い替え、増設は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの、またはJIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）かつ強制循環式のもの ・集熱量が月別・累計で記録・表示できる装置を設置していること ・給湯のみに利用しており、床暖房等の暖房器具には利用していないこと
V2H 充放電設備	100,000 円/件	※買い替えは対象外	国の補助対象としている設備または一般社団法人 CHAdeMO 協議会の認証した設備

2. 還元額は事務局において申請内容を審査の上、決定するものとします。

3. 対象設備一件につき、一回までの申請となります。導入世帯が同一の戸となる場合、申請者が別であっても、申請は一回までとなります。

4. 太陽光発電設備及び蓄電池については同一系統に設置される設備は1件となります。

5. 太陽光発電設備の還元額について

公称最大出力の小数点第3位以下切り捨て、千円未満切り捨てとなります。

第5条（ポイント・商品券の種類）

申請者が第3条に定める申請受付期間内に事務局に対し申請することで、事務局より交付または還元されるポイントまたは商品券の種類は、次に掲げるものとします。

(1) ポイント：よこはまグリーン Pay

(2) 商品券：商品購入時に利用可能な金券（JCB ギフトカード）。

第6条（申請手続）

1. 申請者は、本規約の内容を十分に承知し、同意した上で事務局に対し申請を行うものとします。
2. 申請手続は、原則として以下の手順により行うものとします。

(1) 申請者は、特設サイト内の参加・導入支援申請フォームからオンライン申請を行うことを原則とします。ただし、オンライン申請が難しい場合は、所定の用紙により申請書類を事務局宛てに郵送する方法によって申請を行うことができます。

(2) 参加・導入支援申請は、対象設備の設置前に行うものとします。当該申請に際しては、特設サイト内にある申請フォームまたは申請書に記載が必要な項目（氏名、住所、設備情報等）の入力（記入）と本人確認書類が必要です。対象設備の設置は参加・導入支援申請を行った日（オンライン申請の場合は申請の受理のメール（自動返信メール）が届いた日、郵送申請の場合消印日）の翌日から着工することができます。ただしこの時点でポイントの交付等の対象であることを確約するものではありません。

(3) 事務局は、前号による参加・導入支援申請を受け付けたときは、申請内容を審査し、当該申請が本規約で定める要件を充足すると認められる場合は、申請者に対して申請の審査完了の通知を行うものとします。なお、事務局は、申請内容の審査の過程において、メール、電話等の方法により申請者に対して問い合わせを行う場合があります。

(4) 審査の過程において、参加・導入支援申請内容に不備がある場合は、事務局は速やかに申請者に不備補正のための連絡を行い、その内容を記録します。

(5) 申請者は、審査完了の通知を受領後、参加・導入支援申請のあった設備が設置されたことを設置完了申請フォームからオンライン申請を行うこととします。ただし、オンライン申請が難しい場合は、所定の用紙により申請書類を事務局宛てに郵送する方法によって申請を行うことができます。事務局は設置完了申請を受け付けたときは、申請内容を審査し、当該申請が本規約で定める要件を充足すると認められる場合は、申請者に対しポイントの交付等を行います。

(6) 設置完了申請の審査完了後、ポイントの交付等の対象である旨、申請者へSMSやメール（郵送申請者については郵送、電話）等にて通知を行います。

(7) ポイントの交付等の方法は次のとおりとし、申請者が設置完了申請時に選択することとします。ただし、郵送申請においては、商品券による還元のみとします。

ア. ポイントを選択した場合

(ア) 申請者に対し、ポイントの受け取りに必要なURLを記載したSMSやメール等を送付するものとします。

(イ) 申請者は、当該URLによりアクセスできるインターネットサイト上において、ポイント交換の手続を行うものとします。

(ウ) ポイントの交換期限は、令和9年3月12日（金）とし、交換期限が経過した時点において未交換のポイントがある場合、当該未交換ポイントは、交換期限の最終日の翌日から令和9年3月22日（月）までに、自動的に「QUOカードPay」に交換（代替）となります。

イ. 商品券を選択した場合

(7) 申請者に対し、商品券を設置完了申請書記載の申請者の住所地に宛てて送付するものとします。

(4) 送付された商品券を受領できなかった場合、申請者は速やかに受領するための手続等を自ら行うものとし、最終的に事務局に商品券が返送された場合、事務局は1度のみ再送等の対応を行います。万一、再送等が困難な場合は、市と協議の上、取り扱いを決定します。

なお、申請者は最初の商品券発送日から5年間受領が無かった場合、取得権を失うこととします。

(8) ポイントの交付は、申請された設置完了申請の審査完了から約2週間程度（土日祝日含む）（商品券の場合は設置完了申請の審査完了から約1か月程度で送付）で行うものとし、令和8年度9月以降から順次交付（送付）することとします。なお、やむを得ない事由により、当該期間内にポイントの交付又は商品券の送付ができない場合があります。

3. 申請者は、前項の申請手続を行った場合、やむを得ない理由がない限り、当該申請の取り下げ及び申請に係る情報の変更等を行うことはできないものとします。やむを得ない理由により、申請の取り下げまたは申請に係る情報の変更等を行う必要がある場合、申請者は第22条に定めるコールセンターに連絡等、必要な手続を取るものとします。

4. 申請者が申請書類を郵送する際、または商品券等が申請者に郵送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延、紛失、損害などのすべての事故について、市または事務局に故意または過失がある場合を除き、市及び事務局は一切の責任を負いません。

5. 申請に係る通信料及び郵送料等は、申請者の負担とします。

第7条（申請の受付ができない場合）

1. 次の各号に掲げる場合には、前条による申請を受け付けることができません。

(1) 天変地異、システム障害、点検、保守作業その他のやむを得ない理由により、申請受付を停止している場合。

(2) 本事業に係る累計還元見込額が予算上限に達し、支援申請の早期終了日が設定された場合、当該早期終了日の翌日以降に申請された場合。

(3) 申請に必要な情報が不足している場合。

(4) その他本規約または本事業の趣旨目的に反すると認められる申請の場合。

2. 前項により申請を受け付けることができなかったことにより申請者に損害が生じた場合でも、市または事務局の責めに帰すべき事由による場合を除き、市及び事務局等は一切の責任を負いません。

第8条（ポイントの交付等ができない場合）

1. 次の各号に掲げる場合には、申請があっても、ポイントの交付等を行わないものとします。

- (1) 前条第1項に掲げる申請の受付ができない場合に該当するとき。
- (2) 申請の要件を満たさないと判断されるとき。
- (3) 申請に当たり、虚偽の内容の入力または記載が認められたとき。
- (4) 第6条の申請に係る対象製品が返品（売買契約が解除された場合または売買契約が無効若しくは取り消された場合等返品の理由を問わない。）されたとき。
- (5) その他本規約に違反若しくは本事業の趣旨目的に反することが判明またはその疑いがあると市または事務局が判断したとき。

2. 前項により申請者に対してポイントの交付等を行わない場合であっても、これにより申請者に生じた損害について、市または事務局の責めに帰すべき事由がある場合を除き、市及び事務局は一切の責任を負いません。

第9条（禁止事項）

申請者は次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本事業に係るポイントの交付等を受けた後、当該還元に係る対象製品を第三者に転売、譲渡等すること。
- (2) 第3条第2項、第7条及び第8条の規定に照らし、申請を行うことができないものであることを知って申請を行うこと。
- (3) その他、本事業の趣旨目的に反する行為。

第10条（ポイントの交付等の取消・訂正と返還義務）

1. 事務局は、次の場合にポイントの交付等を取り消すことができることとします。

- (1) ポイントの交付等に係る申請が第7条、第8条または第9条に該当することが事後的に判明した場合。
- (2) 申請者が本規約に違反する行為その他の不正行為を行った場合またはその疑いがあると判断した場合。
- (3) 申請者に対してポイントの交付等が行われた後に、当該ポイントの交付等に係る対象製品が返品された場合。
- (4) その他本事業の趣旨目的に照らしポイントの交付等を取り消す必要があると認められる場合。

2. 事務局は、申請者または事務局のいずれの責による場合でも、申請に係る対象製品に対応する還元額と、実際に交付または還元されたポイントまたは商品券との間に齟齬のある場合は、適正な額に訂正する権利を有します。

3. ポイントの交付等の決定が取消または訂正された場合、申請者は、ポイントまたは商品券の金額に相当する額を、事務局に対して事務局が指定する方法において返還する義務を負うこととします。

第11条（調査）

市または事務局は、申請者が第9条に規定する禁止事項を行っていること、その他本規約に違反することが疑われる場合にあつては、対象設備の設置状況等に関する調査を行うことができます。その場合において、申請者は、市または事務局の調査の実施に協力しなければならないものとします。

第12条（誓約事項）

申請者は、申請に当たり、次の各号に掲げる事項について誓約するものとします。

- (1) 申請に当たり、虚偽の内容を入力または記載しないこと。
- (2) 申請に当たり必要となる証拠書類等について、ポイントの交付または商品券による還元が完了するまで保管すること。また、証拠書類等に対し不正に作製、複製、改ざんを行わないこと。
- (3) 本事業に係る申請を行うに当たっては、本事業の実施に関連する法令、約款、本規約等を遵守すること。
- (4) 申請者は、横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) その他本規約に記載される事項を遵守すること。

第13条（事業の内容変更・終了）

1. 本事業は、第3条第3項の規定にかかわらず、予算上限到達による早期終了を含む、事業の終了または中止及び内容を変更する必要があることを申請者はあらかじめ承認するものとします。なお、これらの場合、市または事務局は、本事業が終了、中止または内容変更される旨を市の公式ウェブサイト及び特設サイトへの掲載その他の市が適当と判断する方法により告知するものとします。

2. 前項の終了、中止または内容変更により申請者に生じた損害について、市または事務局の責めに帰すべき事由によるものでない限り、市及び事務局は一切の責任を負いません。

第14条（規約の変更）

1. 市及び事務局は、本事業の実施期間内、必要に応じて、本事業及び本規約の内容を変更できるものとします。変更する場合は、特設サイト等で掲載します。

2. 前項の変更により申請者に生じた損害について、市または事務局の責めに帰すべき事由によるものでない限り、市及び事務局は一切の責任を負いません。

第 15 条（申請者の責任）

申請者は、申請者自身の責任において本設備導入支援制度を利用し、対象製品の選定・購入、申請、ポイントまたは商品券の受領など、本事業に係る行為の一切を行うものとし、本設備導入支援制度の利用に係る一切の行為及びその結果について、市または事務局の故意または過失によるものを除き、一切の異議等申し立てないものとします。

第 16 条（免責事項）

本事業の実施及び参加に関して申請者に生じる紛争、損害等について、市または事務局の責めに帰すべき事由によるものでない限り、市及び事務局は一切の責任を負いません。

第 17 条（通知）

1. 本事業に関する市または事務局から申請者への通知は、市または事務局が適当と判断する方法により行うものとします。

2. 前項の通知が不着であったことにより申請者に生じた損害について、市または事務局に故意または過失がある場合を除き、市及び事務局は一切の責任を負いません。

第 18 条（告知内容の改定）

特設サイトに掲載される最新の内容は、当該内容掲載時点より前に発出されたすべての告知内容に優先するものとします。最新の規約内容及び告知内容等と相違する従来の告知及び印刷物等に記載された内容は、特設サイトに掲載される最新の内容に改定されたものとみなします。

第 19 条（個人情報の取扱い）

1. 申請者は、本事業に係る申請手続に必要な個人情報（住所、氏名、電話番号等）を事務局に提供することに同意するものとします。

2. 事務局は、本事業を通じて取得した個人情報について、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づく「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵

守し、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失及び漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。

3. 事務局は、本事業を通じて取得した個人情報を、申請の審査、ポイントの交付または商品券の還元、及びモニタリングデータの収集等の本事業の遂行に必要な範囲内で利用するものとし、申請者はこれに同意するものとし、

4. 事務局は、本事業の運営に係る業務の一部を受託者等以外の事業者にも再委託することがあります。この場合において事務局は、第1項の個人情報を当該再委託先に提供することがあります。当該再委託先事業者は、提供を受けた個人情報について、適切な情報保護措置を講じるものとし、

5. 市または事務局は、本事業を通じて取得した情報について、個人を特定できない形に加工したうえで、アンケート回答内容と併せて分析を行い公表することがあります。

6. 事務局は、本事業終了後、還元の確実な実施および申請者からの問い合わせ対応のため、第1項の個人情報を市に引き継ぐこととし、申請者はこれに同意するものとし、

第20条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第21条（専属的合意管轄裁判所）

申請者は、本事業の実施に関連して生じる申請者と市または事務局との間に紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとし、

第22条（問い合わせ先）

申請者による本事業に関する質問等については、本事業のコールセンターに問い合わせるものとします。

【コールセンターについて】

(電話番号) 申請者向け：03-6625-2260

事業者向け：03-6625-2259

(開設期間) 令和8年6月15日（月）から令和9年3月中旬まで

(受付時間) 午前10時から午後6時まで（月曜日及び日曜日、及び祝日と令和8年12月29日～令和9年1月3日を除く。）

第23条（附則）

1. 本規約は、令和8年6月1日より施行します。

令和8年度よこはまグリーン Pay 利用規約

第1条（規約の目的及び適用）

1. 令和8年度よこはまグリーン Pay 利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社ギフティ（以下、「当社」といいます。）が提供する本サービスを利用するにあたり、遵守すべき事項を定めるものです。本サービスの利用者は、本規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件または本サービスに関する説明（以下、「個別規定」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定との間に齟齬が生じた場合は、個別規定が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用される用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1) 「ポイント」とは、本サービスにおいて付与される、対象ギフトと交換することができるポイントをいいます。
- (2) 「よこはまグリーン Pay」とは、横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業において提供する、スマートフォン決済が可能である複数の他社ポイントサービス（以下、「他社ポイントサービス」といいます。）の中から、当該他社ポイントサービスに係る対象ギフトを受取人が選択することができる商品を含みます。
- (3) 「本商品」とは、よこはまグリーン Pay をいいます。
- (4) 「本サービス」とは、本商品を利用可能とする当社が提供するサービスをいいます。
- (5) 「対象ギフト」とは、特定の店舗（以下、「対象店舗」といいます。）において特定の商品または役務（他社ポイントサービスのポイントを含め、以下、「対象商品等」といいます。）と交換できる対象ギフトをいいます。
- (6) 「受取人」とは、本商品を交付された者をいいます。

第3条（ポイントの交換）

受取人は、保有するポイントを対象ギフトに交換することができ、現金との交換及び対象ギフト以外の商品または役務等との交換はできません。

第4条（商品 URL の管理）

受取人は、本サービスの利用にあたり、対象ギフトについて当社から付与された URL（以下、「商品 URL」といいます。）を自己の責任で管理及び保管するものとし、当社は、商品 URL の管理不十分、使用上の過誤、第三者の不正使用等による損害については、一切責任を負わな

いものとしします。

第5条（交換期限）

ポイントは、発行日にかかわらず、令和8年3月12日まで使用できるものとし、かかる交換期限が経過した時点において未交換のポイントがある場合、当該未交換ポイントは、交換期限の最終日の翌日から順次、自動的に株式会社クオカードが発行する「QUO カード Pay」に交換される仕様であることをユーザーは事前に承諾するものとしします。

かかる本サービスの仕様、又は交換後の他社ポイントサービスについて、当社は一切の責任を負わないものとしします。

第6条（利用環境の整備）

受取人は、自己の費用と責任で本サービスを利用するために必要な機器・設備・ソフトウェア・通信手段等の利用環境を準備し、適切に維持するものとしします。当社は、受取人がこの利用環境が準備・維持できず、本サービスを利用できない場合の一切の責任を負わないものとしします。

第7条（禁止事項）

当社は、受取人が、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行うことを禁じます。受取人が禁止事項に該当すると当社が認める場合には、受取人への何らの通知・催告なく、受取人の有する本商品及び/またはポイント、並びに交換された対象ギフトのURLを無効化することができるものとしします。

- (1) 当社または第三者に損害を与える行為、または損害を与える恐れのある行為
- (2) 当社または第三者の財産、名誉、プライバシー、著作権等の知的財産権等を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (3) 当社または第三者に対し誹謗中傷、差別、脅迫、いやがらせその他の経済的・精神的損害または不利益を与える行為
- (4) 公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為
- (5) 当社または対象店舗に対し、虚偽の申告、届出を行う行為
- (6) 当社に成りすます行為
- (7) コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用または提供する行為
- (8) 迷惑メールやメールマガジン等を一方的に送付する行為
- (9) 当社または第三者のサーバーに負担をかける行為、もしくは、本サービスの円滑な運営やシステム等に影響を与える行為
- (10) 詐欺その他の犯罪行為に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
- (11) 法令に違反する行為、またはその恐れがある行為
- (12) 法令に違反する行為、またはその恐れがある行為を幫助、勧誘、強制、助長する行為

(13) 本サービス上で表示される画像、データ、情報等の全てについて、その有償無償や形態のいかんを問わず、事前に当社から書面による承諾を得ることなく、複製、転載、再配布等する行為

(14) ポイントまたは対象ギフトを転売する行為

(15) 本サービスについて逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを行うこと、またその他の方法でソースコードを解読する行為

(16) 当社の承諾のない商業行為（営利、非営利目的を問わない）

(17) その他当社が不適切と判断する行為

第8条（受取人の損害賠償責任）

受取人は、本規約に違反したことにより、当社その他の第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第9条（本サービスの中断・中止）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、受取人への予告なしに、本サービスの提供の全部または一部を中断・中止することができるものとします。

(1) 天災・事変（地震、津波等の天災、火災、ストライキ、洪水、感染症・疾病、暴動または戦争行為等の非常事態を含むが、これらに限定されない。以下同じ）により本サービスの遂行が妨げられたとき

(2) 本サービスの用に供する建物、通信回線、電子計算機、サーバーその他の設備の保守・工事・法令その他の定めに基づく設備点検その他やむを得ない事情があるとき

(3) 電気通信事業者が提供する電気通信が中断・中止したとき、その他本サービスに供するコンピュータ・システム、回線等の障害が発生したとき

(4) 当社が運用上、技術上その他の任意の理由でサービスの中断・中止が必要と判断したとき

(5) 受取人が本規約に違反する行為をしたとき

(6) その他本サービスに重大な障害が発生したとき

2. 前項に定める本サービスの中断及び中止により、受取人が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条（本サービスの廃止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

(1) 当社が、廃止日の30日前までに、本サービスの全部または一部を廃止することを受取人に通知した場合

(2) 当社が天災・事変などの不可抗力により本サービスを提供できなくなった場合

第11条（本サービスの追加、変更）

1. 当社は、理由の如何を問わず、受取人への予告なしに、本サービスの全部または一部を追加または変更することができるものとします。
2. 前項に定める本サービスの追加及び変更により、受取人が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条（免責及び責任の制限）

1. 当社は、本サービスにおいて提供する広告または情報について、その内容の正確性、適法性及び完全性等に関しいかなる明示または黙示の保証も行わず、また、それに起因する損害についても一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスを利用した受取人の投稿や活動に関与しません。対象商品等の提供に関する契約は、対象ギフトの受取人と対象店舗との間で成立します。受取人、対象店舗、対象ギフトの発行主体及び第三者（以下、「受取人等」といいます。）の間での紛争（対象商品等の瑕疵・欠陥、対象商品等の引渡しが遅延した場合を含みます。）は、紛争の当事者である受取人等の中で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。ただし、当該紛争が当社の責に帰すべき事由がある場合には、次二項の限度で責任を負うものとします。
3. 当社は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、本サービスの提供に起因して受取人に生じたあらゆる損害について、一切の責任を負いません。当社の故意または重過失に起因して受取人に損害が生じた場合、当社は、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。
4. 前項にかかわらず、受取人と当社との間の契約が消費者契約法に定める消費者契約（以下、「消費者契約」といいます。）となる場合、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行責任または不法行為責任については、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとし、当社の重過失による債務不履行または不法行為責任については、相当因果関係の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。
5. 本商品はその性質上、本商品において交換可能な対象ギフトの種類、内容は当社の裁量により設定し、変動する可能性があることを受取人は了承し、当社は、特定の時点において、交換先に特定の対象ギフトがあることにつき一切の保証をしないものとします。
6. 当社は本サービスのシステム等にエラー、バグ、不具合、中断その他の瑕疵がないこと、本サービスにコンピューターウイルス等の有害情報が含まれないこと、並びに本サービスの正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性等につき一切の保証をしないものとします。

第13条（著作権等知的財産権）

本サービスに関して当社が受取人に提供する情報（映像、文章、写真、プログラム等を含みます。）に関する著作権その他の一切の知的財産権は、当社または当社に利用を許諾した権利者に帰属します。

第14条（投稿情報の取扱い）

1. 受取人は、当社に対して、本サービスを利用して投稿・発信するメッセージ等を含む全ての情報（以下、「投稿情報」といいます。）が当社または第三者の権利を侵害していないことを保証するものとします。受取人が第三者の権利を侵害し、または第三者との間で紛争が発生した場合は、受取人は自身の責任と費用において解決しなければならず、当社は一切の責任を負いません。

2. 当社は、投稿情報を監視する義務を負わず、また保存する義務を負わないものとします。

3. 当社は、投稿情報について、以下の場合には、投稿情報の全部または省略した一部を、必要な範囲内で使用・保存することができるものとします。

(1) 本サービスの円滑な提供、システム等の構築・改良・メンテナンスに必要なとき

(2) 本規約第7条（禁止事項）に該当する行為に関して、投稿情報の内容を確認する必要があると当社が判断した場合

(3) その他当社または第三者の権利・利益の保護及び本サービスの維持のために必要があると当社が判断した場合

第15条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスの提供に際して受取人から取得した個人情報を、当社の「プライバシーポリシー」に従い、適切に取り扱います。

第16条（Cookie等及びIPアドレスの情報）

1. 当社は以下各号の目的を達成するため、Cookie並びに受取人から取得したアクセスログ（IPアドレスを含み、以下「Cookie等」といいます）を利用することがあり、受取人はこれを承諾するものとします。

(1) 利便性の向上

- ・全ての登録情報を入力することなくログインができる等、受取人に生じる手間の省略
- ・受取人の行動や興味関心に合わせた情報の表示による使用感の向上等

(2) サービスの向上

- ・受取人の本サービスの利用状況を分析し、当社が提供するサービス（本サービス以外のサービス、新サービスも含みます）の機能改善や企画を実現し提供すること
- ・受取人からのお問い合わせに対する対応等のカスタマーサポート

(3) その他上記各目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため

2. 受取人によるウェブブラウザの設定により Cookie の受理が拒否される場合、当社は受取人の情報を正しく認識できない可能性があります。それに起因して受取人に生ずる不備や損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、第1項により取得した受取人の情報から推測される興味、関心、年齢層等の特定の条件によって受取人を分類し、この分類に関する情報（以下、「セグメント」といいます。）を第1項の目的に利用し、及び対象ギフトのコンテンツ提供会社（対象ギフトで交換することができる商品または役務の提供会社）またはセグメントの分析に関する当社の委託先及び顧客企業に対して提供することがあります。なお、セグメントは、特定の個人を識別しない情報であり、当社は、受取人の同意なく、セグメントを用いて特定の個人を識別いたしません。

第17条（本規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、受取人の承諾を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとします。

(1) 変更内容が表現の変更または誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合

(2) 変更内容が受取人の一般の利益に適合する場合

(3) 変更内容が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2. 変更後の規約は、当社が別途定める場合を除いて、本サービスに係る本規約の同意画面及びよこはまグリーン Pay のホーム画面上に表示した時点より効力を生じるものとします。

第18条（本規約及び個別規定の有効性）

本規約及び個別規定の一部が無効となる場合についても、本規約及び個別規定のその他の規定は有効とします。本規約及び個別規定の一部が、一部受取人との間で無効となる場合についても、本規約及び個別規定はその他の受取人との間では有効とします。

第19条（準拠法）

本規約、個別規定これに関する全ての法律関係については、日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されるものとします。

第20条（管轄裁判所）

本規約、個別規定及び本サービスに関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（附則）

本規約は、令和8年6月12日より施行します。